

北海道千歳リハビリテーション大学における 研究活動の不正防止に関する基本方針

北海道千歳リハビリテーション大学（以下「本学」という。）は、その使命である研究活動の推進にあたり、社会的信頼及び公正を適切に確保するため、「北海道千歳リハビリテーション大学における研究活動上の不正行為に関する規程」第2条第1項に定める役職員等の意識の向上に努めるとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正）」及び関係する法令等に基づき、本学の関係規程を定め研究活動の不正防止の管理体制について適切な整備及び運用を図る。

本学役職員等は、学長のリーダーシップの下、関係法令等を遵守し、次のとおり研究活動の不正防止に取り組む。

1. 不正防止に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。
2. 研究費等の管理に係る事務処理に関するルールを明確化する。
3. コンプライアンス教育を通じて役職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
4. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し実施する。
5. 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
6. 研究費等の不正使用防止のため、役職員等に誓約書の提出を求めると共に、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう少なくとも毎年1回の研究倫理教育を行う。

平成29年4月10日

研究不正対応最高管理責任者

学 長 森 満